

看護小規模多機能型居宅介護

基本部分 ()内旧単位		登録者数が登録定員を超える場合又は従業員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等にかかる加算	訪問看護体制減算 (1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)	
看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき) ※1	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	12,447 単位 (12,438)						-925 単位	-925 単位	-30 単位	
		要介護2	17,415 単位 (17,403)						-925 単位	-925 単位	-30 単位	
		要介護3	24,481 単位 (24,464)						-925 単位	-925 単位	-30 単位	
		要介護4	27,766 単位 (27,747)						-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位	
		要介護5	31,408 単位 (31,386)						-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	11,214 単位 (11,206)	×70/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	特別地域加算 +15/100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2	15,691 単位 (15,680)						中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3	22,057 単位 (22,042)							-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4	25,017 単位 (25,000)							-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
		要介護5	28,298 単位 (28,278)							-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
短期利用居宅介護費 (1日につき) ※2	要介護1	571 単位 (570)						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100				
	要介護2	638 単位 (637)										
	要介護3	706 単位 (705)										
	要介護4	773 単位 (772)										
	要介護5	839 単位 (838)										

支給限度額管理対象外

加算名		単位数	単位数				
			1日につき	1月につき	1回につき	月2回を限度	6月に1回を限度
初期加算		30 単位	●				
緊急時対応加算		<u>774</u> 単位(574)		●			
特別管理加算	(I)	500 単位		●			
	(II)	250 単位		●			
専門管理加算		<u>250</u> 単位		●			
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	<u>2,500</u> 単位 (2,000)		●			
遠隔死亡診断補助加算	主治医の指示に基づき、情報通信機器 を用いて死亡診断の補助を行った場合	<u>150</u> 単位			●		
訪問体制強化加算		1,000 単位		●			
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	20 単位					●
	(II)	5 単位					●
口腔機能向上加算	(I)	150 単位				●	
	(II)	160 単位				●	
退院時共同指導加算		600 単位			●		
看護体制強化加算	(I)	3,000 単位		●			
	(II)	2,500 単位		●			
総合マネジメント体制加算	<u>(I)</u>	<u>1,200</u> 単位		●			
	<u>(II)</u>	<u>800</u> 単位 (1,000)		●			
褥瘡マネジメント加算	(I)	3 単位		●			
	(II)	13 単位		●			
科学的介護推進体制加算		40 単位		●			

加算名		単位数	単位数				
			1日につき	1月につき	1回につき	月2回を限度	6月に1回を限度
認知症加算	(I)	920 単位		●			
	(II)	890 単位		●			
	(III)	760 単位 (800)		●			
	(IV)	460 単位 (500)		●			
認知症行動・心理症状緊急対応加算	7日間を限度	200 単位	●				
若年性認知症利用者受入加算		800 単位		●			
栄養アセスメント加算		50 単位		●			
栄養改善加算		200 単位				●	
排せつ支援加算	(I)	10 単位		●			
	(II)	15 単位		●			
	(III)	20 単位		●			
<u>生産性向上推進体制加算</u>	(I)	100 単位		●			
	(II)	10 単位		●			
サービス提供体制強化加算	(I)	750 単位		●			
	※1を提供している場合 (II)	640 単位		●			
	(III)	350 単位		●			
	(I)	25 単位	●				
	※2を提供している場合 (II)	21 単位	●				
	(III)	12 単位	●				

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定ポイント（看護小規模多機能型居宅介護）

名称	詳細
<p>(変更) 認知症加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、別に厚生労働大臣が定める以下の利用者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p> <p>イ 認知症加算（Ⅰ）：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(2) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>ロ 認知症加算（Ⅱ）：イ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ハ 認知症加算（Ⅲ）：日常生活に支障を来す恐れのある症状又は行動が認められることから介護が必要な認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者）</p> <p>ニ 認知症加算（Ⅳ）：要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）</p>
<p>(変更) 緊急時対応加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。</p> <p>利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p>
<p>(新設) 専門管理加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した看護師が、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。</p> <p>次のいずれかに該当すること</p> <p>イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師が配置されていること。</p>

名称	詳細
	<p>ロ 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において、同項第 1 号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。</p>
<p>(新設) 遠隔死亡診断補助 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 C001 の注 8 に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算します。</p> <p>情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。</p>
<p>(変更) 口腔・栄養スクリーニング加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算します。ただし、当該利用者について、事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する情報（利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(2) 利用開始時および利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(3) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>② 利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(5) 口腔連携強化加算を算定していないこと。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II)：次のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>③ 算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(2) 次のいずれにも適合すること。</p>

名称	詳細
	<p>① イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>③ 算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>④ 口腔連携強化加算を算定していないこと。</p>
<p>(変更)</p> <p>総合マネジメント 体制強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。</p> <p>イ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）：次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、サービス計画の見直しを行っていること。</p> <p>(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> <p>(4) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>(6) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>① 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。</p> <p>② 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。</p> <p>③ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業所が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>④ 市町村が実施する法第115条の45第1項第2号掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。</p> <p>ロ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）：イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。</p>
<p>(変更)</p> <p>褥瘡マネジメント 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合に加算します。</p> <p>イ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者ごとに、利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。</p>

名称	詳細
	<p>(2) (1)の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報 その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(3) (1)の確認の結果、褥瘡が認められ、又は(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされ た利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同し て、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や利用者の状態 について定期的に記録していること。</p> <p>(5) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</p> <p>ロ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(5)までのいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>① イ(1)の確認の結果、褥瘡が認められた利用者について、当該褥瘡が治癒したこと。</p> <p>② イ(1)の評価の結果、利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡 の発生のないこと。</p>
<p>(新設)</p> <p>生産性向上推進体 制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利 用者に対し、サービスを行った場合に加算します。</p> <p>イ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認し ていること。</p> <p>① 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を 活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>③ 介護機器の定期的な点検</p> <p>④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修</p> <p>(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する 実績があること。</p> <p>(3) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽 減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期 的に確認すること。</p> <p>(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に 関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)に適合していること。</p> <p>(2) 介護機器を活用していること。</p>

名称	詳細
	(3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。
(新設) 身体拘束廃止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。
(新設) 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。